

○水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例

令和2年3月30日

水戸市条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）第3条第3項第6号の規定に基づき、営業者が講ずべき措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(営業者が講ずべき措置)

第3条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 作業場は、隔壁等により居室、台所、便所等及び他の営業施設と区分し、他の用途と併用しないこと。
- (2) 作業場は、換気、採光及び照明を十分にすること。
- (3) 洗濯又は仕上げが終わったものと終わらないものとに区分した洗濯物は、それぞれ適当な設備又は容器に格納し、その使用区分を表示すること。
- (4) 業務に従事する者が結核又は伝染性の皮膚疾患にかかったときは、直ちにその旨を市長に連絡し、その指示に従って作業に従事させること。
- (5) 市長から業務に従事する者について伝染性の疾病の健康診断を受けさせるべき旨の指示があったときは、その指示に従うこと。
- (6) 洗濯物の受取り及び引渡しのみを行うクリーニング所（第8号において「取次店」という。）以外のクリーニング所にあつては、前各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置
  - ア 洗い場及び仕上場の床面積は、それぞれ9.9平方メートル以上とすること。
  - イ 仕上場の床は、板又は不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。
  - ウ 仕上場の天井は、じんあいの落ちない構造とすること。
  - エ 洗濯に使用する溶剤、洗剤又は薬品の格納設備を設けること。
  - オ 洗濯に使用する水は、清潔な水とすること。
  - カ 洗濯物の霧吹きには、噴霧器を使用すること。
  - キ ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。
- (7) テトラクロロエチレンを溶剤として使用するクリーニング所にあつては、前各号に掲げる措置のほか、次に掲げる措置
  - ア テトラクロロエチレンの貯蔵場所は、直射日光を避け、雨水の浸入を防止し、かつ、テトラクロロエチレンの地下への浸透及び周囲への流出を防止することができる構造とすること。
  - イ テトラクロロエチレンの貯蔵用の容器は、密閉することができる構造とし、その材料は、耐溶剤性の金属又は合成樹脂とすること。

ウ テトラクロロエチレンを含む排液を処理するための装置を設けること。ただし、当該排液を他の方法により適正に処理できる場合は、この限りでない。

エ テトラクロロエチレンを使用する洗濯機の処理能力の合計が30キログラム以上である場合は、脱臭時に排出するテトラクロロエチレンの回収装置を設けること。

オ テトラクロロエチレンを含む汚染物の保管場所及び保管用の容器は、ア及びイに掲げる措置に準じたものとする。

(8) 取次店にあつては、第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次に掲げる措置

ア 作業場の床面積は、6.6平方メートル以上とすること。

イ 作業場の床は、板又は不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

ウ 手洗い用消毒薬を常備し、洗濯物の取扱いの前後に手指の消毒を励行すること。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。